

平成30年第1回広尾町議会定例会 第5号

平成30年3月16日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第45号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第13号）について
- 3 議案第46号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 4 議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算について
- 5 議案第34号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 6 議案第35号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 7 議案第36号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 8 議案第37号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 9 議案第38号 平成30年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 10 議案第39号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 11 議案第40号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 12 議案第41号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算について
- 13 議案第42号 平成30年度広尾町水道事業会計予算について
- 14 発議第 3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について
- 15 発議第 4号 核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書の提出について
- 16 発議第 5号 生活保護費の減額に関する意見書の提出について
- 17 発議第 6号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議について
- 18 発委第 1号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	道		一
兼	出	道		一
総	務	白	石	基
総	務	松	田	典
併	総	西	内	努
併	総	折	笠	和
併	総	山	岸	一
企	画	長	田	弘
企	画	宝	泉	大
税	務	西	脇	秀
住	民	齊	藤	美
住	民	佐	藤	直
兼	住	村	上	洋
保	健	山	崎	勝
兼	老人福祉センター	山	崎	勝
保	健	佐	藤	清
地域	包括支援センター	菅	原	樹
地域	包括支援センター	金	石	輝
健康	管理センター	村	上	洋
兼	老人ホーム	金	井	秀
特別	養護老人ホーム	金	井	秀
農	林	平		浩
兼	町	平		浩
水	産	雄	谷	幸
水	産	室	谷	直
兼	建	小	川	浩
建	設	北	藤	盛
建	設	前	田	憲
建	設	寺	井	
上	下	小	川	浩
兼	下水終末処理センター	小	川	浩
港	湾	森	谷	亨
	課			
	長			

国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人
兼国保病院事務次長	金	石	輝	義

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図 書 館 長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事務局 長	早	川		修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅	原	康	博
総 務 係 長	鎌	田		慎
総 務 係 主 事	林		菜々	美

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、町長から議案2件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、6番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 議案第45号～日程第3 議案第46号

- 1、議長（堀田） 日程第2、議案第45号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてと日程第3、議案第46号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） それでは、議案第45号と議案第46号を一括して提案理由を申し上げます。

補正の内容でありますけれども、3月8日から9日にかけて発生した大雨による災害復旧事業費の計上であります。

最初に、議案第45号についてであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。次のページの第1表、歳出であります。

4款1項保健衛生費77万9,000円の追加につきましては、簡易水道事業特別会計に対する繰出金であります。

10款2項公共土木施設災害復旧費228万5,000円の追加につきましては、港湾内及び漁船上架施設等に漂着した流木の除去、運搬の委託料であります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

次に、議案第46号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ77万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,920万円とするものである。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項一般会計繰入金77万9,000円の追加であります。

歳出の関係であります。

4款1項簡易水道施設災害復旧費77万9,000円の追加につきましては、豊似水源地に堆積した土砂の除去に係る委託料であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。

議案第45号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてと議案第46号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第45号と議案第46号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第45号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてと議案第46号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第33号～日程第13 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算についてから日程第13、議案第42号 平成30年度広尾町水道事業会計予算についてまでの10件を一括議題とします。

本案10件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、志村國昭議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（志村） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成30年第1回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催日ではありますが、平成30年3月13日、14日の2日であります。

2、事件及び審査の結果、議案第33号から議案第42号までの10件を「原案のとおり可決すべき」と決定した。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算に対して反対討論をいたします。

地方自治体の責務として、町民の生活を支え、住民の福祉向上を図り、高齢者や障がい者、低所得者など、社会的弱者などの支援に力を注ぐことが肝要であります。

しかし、昭和43年から続けられてきた高齢者に対する敬老祝金の支給は、今年度から従前の約4,000万円から300万円と1割以下に削減され、多くの高齢者から落胆の声が聞こえてきます。加えて、消費購買力の影響も懸念されるところであります。

さらに、公衆浴場や公共料金の引き上げなどにより住民生活に少なからず影響を与えるものであり、特に年金生活者など高齢者の皆さんにとっては厳しい生活が余儀なくされるものと思慮されます。

また、子ども農山漁村ホームステイ受け入れ交流事業については、趣旨は一定程度理解するとしても、その費用は荒川区が支出すべきものであり、財政が厳しい本町が負担することは町民の理解が得られません。長崎県西海市の子どもたちとの交流を重ね、今年は同市を訪問しますが、参加者1人当たり2万7,000円の個人負担を徴収しております。この負担をゼロにすることに広尾町として取り組むことが先決ではないでしょうか。

全国だけでも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものではありません。速やかに運営形態の見直しをすべきものと思慮します。

よって、本予算案に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、小田^{こだ}英勝議員。

1、9番（小田^{こだ}） 私は、議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

30年度予算案は、財政調整基金を取り崩す厳しい予算編成になりましたが、産業振興の継続支援、子育て支援として医療費助成、保育料の負担軽減の継続、さらに妊婦健診の助成、妊産婦の通院費助成などを引き続き行う内容であります。

また、本年は、広尾町が開町してから150年となる節目の年であります。次の世代に未来を引き継ぐ記念事業を行う内容であります。

教育においては、広尾高校の存続に向けた取り組みを継続するとともに、コミュニティ・スクール推進体制構築事業など新たな取り組みを行う内容であります。

一方、財政運営においては、今後の厳しい見通しが示されました。安定した財政運営を続けていくため、第5次行政改革に取り組み、健全な財政基盤の確立に努めていただくことを申し上げ、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 続いて、反対討論をさせていただきます。

この平成30年度の一般会計予算の中に、子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業があります。荒川区から来る生徒、先生約70人の飛行機運賃の経費を全額広尾町の負担で行うこの事業は、この運賃の約400万円を含め、総額830万円となっています。普通の交流事業と異なり、一方的に本町に来てもらい、一方的に広尾町だけが費用を負担するという、全国どこにも聞いたことのないものであります。初回は国の補助がありましたが、それがなくなった今でも町の全額負担で継続するこの姿勢は理解に苦しみます。ますます厳しくなっていく広尾町の財政状況、そして今、町民を不安に陥れている慢性的な赤字経営の町立病院の再生計画など、これらを本当に我が町の深刻な問題として行政は考えているのでしょうか。

さて、交流事業の目的は、いろんな地域の子どもたち同士がまじり合い、学び、楽しんでいくことだと思いますが、この事業は、どういうわけか荒川区の特定の小学校に限定されています。おかしくはないのでしょうか。より多くの異なる地域の子どもたちと交流し合い、より多くの地域の子どもたちに、この広尾町を知って、そして学んでもらうことが大きな目的であるはずであります。

町は、この事業は、ふるさと納税で得た財源を使っているから問題ないのだという感覚を持っているようですが、企業版ふるさと納税は、他の市町村の例を見ても本来的には自治体の活性化を目的としてあり、このような事業に、しかも来てもらう子どもたちの飛行機運賃などに充当するという特異な形態は異常と言えます。このような企業版ふるさと納税を交流事業に使えるのなら、広尾町の子どもたちを送り出せる事業をも展開すべきであり、そのように努力すべきものと考えます。そうであったとしても、自己負担はゼロではなく、やはり一定程度の常識的な範囲での額をお願いするものでなければならないということをつけ加えます。それが当たり前で、社会通念上そうであります。この当たり前な社会通念上の自己負担なるものが全くもって欠落しているこの農山漁村ホームステイ事業が予算案の中にある限り、一般会計そのものにも反対せざるを得ません。

最後に、もう一度繰り返します。都会の小学校の一つの学年の子ども全員に北海道までの1泊2日のミニ修学旅行を、毎年毎年この広尾町の負担でプレゼントする余裕も必要性も薄いと感じます。この広尾町議会は、荒川区の区議会でもなければ、どこの町の議会でもありません。地方自治体としての広尾町の予算は、この町に住む若い人たちからお年寄りまで、そして、この町の子どもたちにとっての予算であります。この議会が広尾町民のための議会であることをいま一度、自己責任ならぬ自己確認し、この予算案に反対します。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第33号 平成30年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第34号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第35号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。
本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第36号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。
本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

11番、旗手恵子議員。

1、11番(旗手) 議案第37号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、4月から北海道が運営の責任主体となる都道府県化に移行することになりました。さきの条例改正の際にも言いましたが、新制度は被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険税が高いという構造問題は何も変わっていません。

北海道は、一般会計からの繰り入れを計画的、段階的に解消する必要があると通知しましたが、保険料の引き上げを懸念し、知事は、その後の道議会で実情に応じた年次計画になるよう助言すると表明、国にさらなる財政基盤の強化を強く求めると答弁しています。

それにもかかわらず、本町は、5年後、赤字解消を前提とした予算提案となっています。広尾町は、新制度になっても賦課徴収の権限を有しています。町民の目線に立った施策、予算とすべきと思ひ、本案に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員。

1、6番（山谷） 私は、議案第37号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、広尾町は、引き続き、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行います。

この制度に伴い、提案された予算は必要不可欠であり、国保税等の見直しについても、低所得者等に対する配慮が講じられていることから、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第37号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第38号 平成30年度広尾町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第38号 平成30年度広尾町介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第39号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第39号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第40号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 議案第40号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で討論を行います。

本町の個人町民税の推移を見ると、平成23年度は2億9,968万4,464円、平成29年度予算は2億9,878万円と下がっています。

年金収入階層別人数は、平成29年度120万円未満47.1%、120万円以上160万円未満11.8%、160万円以上200万円未満14.7%で、年金収入の73.6%が200万円未満という状況です。

北海道後期高齢者医療は、全国的に見て所得が低いのに保険料が極めて高い北海道の実態が明らかになっています。現行保険料決定の際には、財政安定化基金の積み増し、繰入額は192億円であったのに対し、今回の繰入額が157億円にとどまっていることが保険料率の引き上げにつながったということです。

本町の後期高齢者の経済状況から見て、今回の保険料引き上げは過重過ぎることから、本案に反対します。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員。

1、6番（山谷） 私は、議案第40号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療、介護サービスの質を維持向上することを目的に開始され、幾多の制度改正を行い、制度が定着してきているところであり、高齢者の方が医療を受ける上で必要な制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している広尾町として、提案された予算は必要不可欠であり、低所得者等に対する軽減措置も講じられていることから、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第40号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第41号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第42号 平成30年度広尾町水道事業会計予算について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 平成30年度広尾町水道事業会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第14 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番（志村） 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で約64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。行政事務職のほか、保育士、調理員など職種は多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務につき、地方行政の重要な担い手となっている。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例、規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要があるが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念される。

行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、国会及び政府に対し、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査を行うこと。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実に行うこと。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用安定の観点から、引き続き検討を行うこと。

4、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の民間労働法改正の動向を踏まえ、人材確保及び雇用安定の観点から、さらなる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第4号 核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 発議第4号 核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

お開き願います。意見書の内容です。

平成29年7月7日、ニューヨークの国連会議において、122か国の賛成によって法的拘束力を持つ、核兵器禁止条約が採択された。

この条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪した。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、明文上も違法なものとなった。また、「ヒバクシャ」と核実験被害者の「容認しがたい苦痛と損害」を心にとめ、核兵器廃絶を推進する「市民的良心の役割」の担い手として役割を明記した。さらに、条約は、開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器完全廃絶への枠組みを示したものとなっている。

世界にはいまだに1万5,000発の核兵器が存在して、人類生存への威嚇となっている。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けているが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつある。条約が指摘するように「核なき世界の達成」こそが「国家的・集団的安全保障に資する最高の世界的公益」であることは言うまでもない。

この核兵器禁止条約は、核保有国とその同盟国に対して道義的、政治的に拘束するのみならず、たび重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘となる。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第1号決議からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し、推進すべきである。

日本政府が一刻も早く、条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をするものであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第5号 生活保護費の減額に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第5号 生活保護費の減額に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しを進めてきたが、食費や光熱費に充てる生活扶助費を最大14%引き下げる案を出した。しかし、各界から異論と反発の声が上がり、下げ幅を最大5%に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられない。そもそも生活保護

は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱である。その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはならない。

厚生労働省の試算によると、今回の生活保護基準の見直しでは、子どもの多い世帯ほど削減幅が大きくなる。都市部に住む夫婦と子ども1人世帯の場合は年3万6,000円、夫婦と子ども2人世帯では年10万8,000円もの削減になる。

ひとり親世帯に支給される「母子加算」は、現在の平均月2万1,000円から月額1万7,000円に減額される。これは、2014年に施行された子どもの貧困対策法の趣旨とも矛盾している。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているというが、引き下げられれば一般世帯にもはね返る。しかも現政権は2019年10月に消費税を10%に引き上げるとしている。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまうことになる。本当に保護が必要なのに網の目から落ちこぼれている人も少なくない。

憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

賛成方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第6号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番（北藤） 発議第6号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議について。

会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議。

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐっては、誘致に当たり、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、北海道及び幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まない、使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結している。

政府は、2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表した。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及んでいる。

政府は、「最適地」を重点に住民向けの説明会を開始し、今後、複数の自治体に対し処分場選定に向けた第1段階の「文献調査」を申し入れるとしている。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま強引に進められてきた。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートルより深い地層に埋める「地層処分」を行おうとしているが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問が解消されずに進められている。

よって、広尾町においては、北海道の「核抜き条例」に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないことを決議する。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 発委第1号

1、議長（堀田） 日程第18、発委第1号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発委第1号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、議会運営委員会委員長であります。

1、調査期間は、平成30年第1回定例会終了後から平成30年第2回定例会まで。

2、調査事件であります。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、平成30年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時49分